

給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント

平成29年10月
山梨県人事委員会

目次

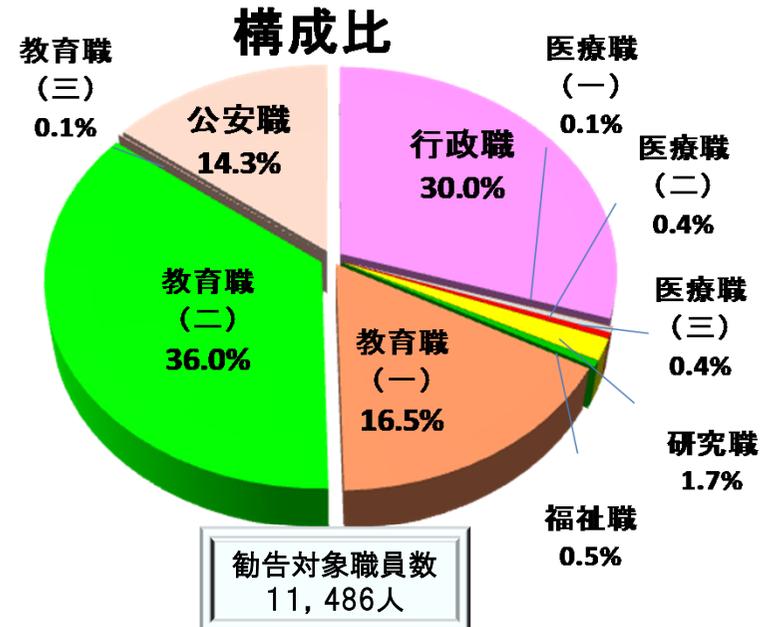
給与勧告の仕組みと本年の給与改定

- ① 給与勧告の対象職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ② 給与勧告の手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ③ 民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）・・・・・・ 3
- ④ 民間給与との較差に基づく給与改定・・・・・・・・・・・・ 4
- ⑤ 本年の給与改定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- ⑥ 最近の給与勧告の実施状況（一般行政職）・・・・・・ 6

① 給与勧告の対象職員

平成29年4月1日現在の給与勧告対象職員は、11,486人(注1)です。
 このうち、一般行政職員は、3,443人で全体の30.0%を占めています。最も多いのは教育職で、小中高校等を合わせると、6,034人で、全体の52.6%となり過半数を占めています。
 また、職員の平均年齢は43.5歳(注2)となっています。

給料表	職員の例	職員数	平均年齢
行政職	一般行政職員	3,443人	43.3歳
医療職(一)	医師、歯科医師	18人	48.4歳
医療職(二)	薬剤師、栄養士	47人	41.5歳
医療職(三)	保健師、看護師	48人	40.8歳
研究職	研究員、学芸員	195人	42.9歳
福祉職	福祉司	53人	34.8歳
教育職(一)	高等学校・特別支援学校等の教育職員	1,896人	45.0歳
教育職(二)	小学校・中学校等の教育職員	4,130人	45.7歳
教育職(三)	専門学校に勤務する校長、教授等	8人	48.3歳
公安職	警察官	1,648人	37.0歳
計		11,486人	43.5歳



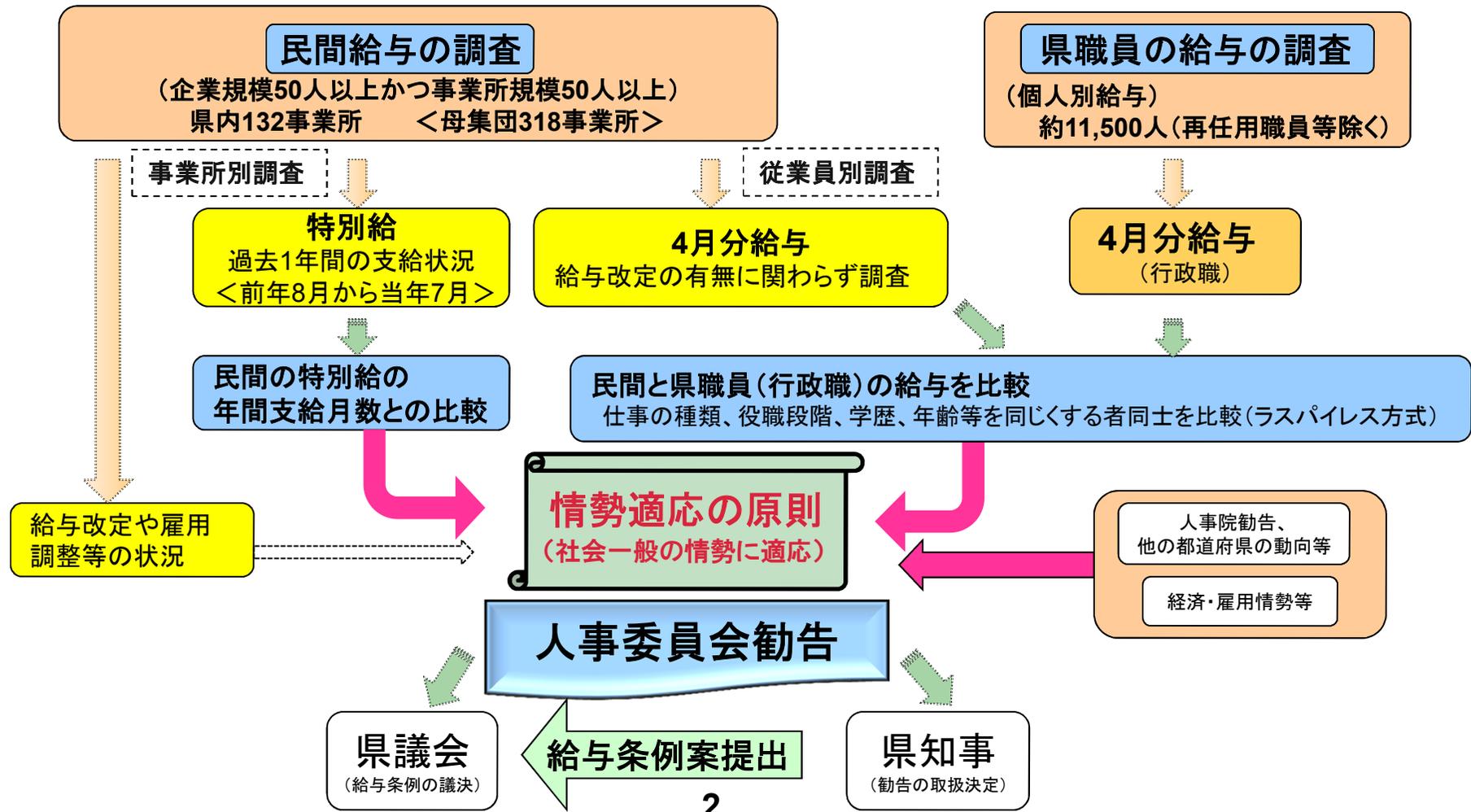
(注1) この人数は、公益法人へ派遣中の職員、再任用職員、休職中の職員、育児休業中の職員、育児短時間勤務職員、臨時的任用職員、公営企業職員、現業(技能労務)職員等は除いたもの。

(注2) 年齢は、平成29年4月1日現在の満年齢

② 給与勧告の手順

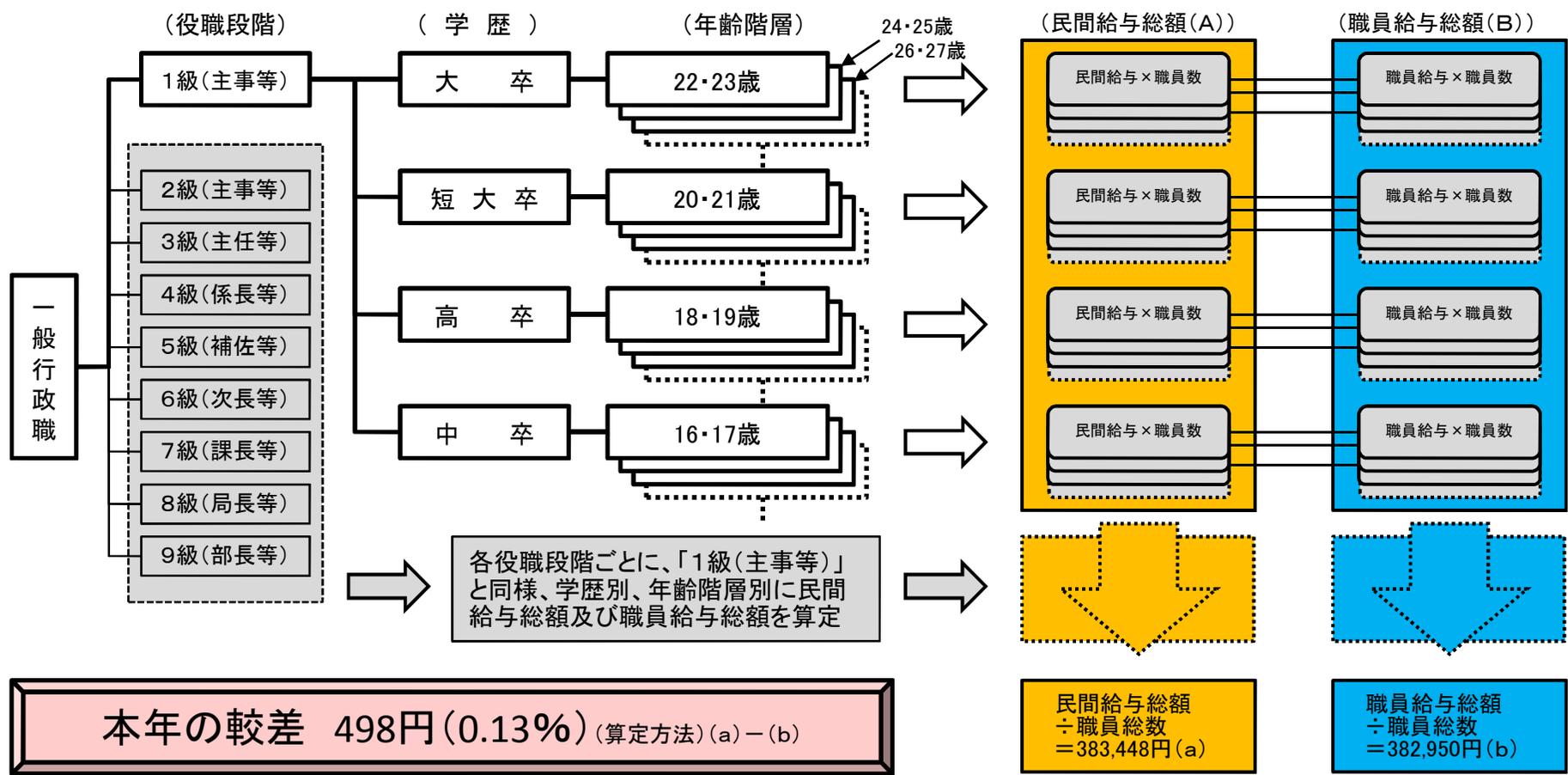
人事委員会では、職員と民間の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、職員の給与水準を民間の給与水準に均衡させることを基本とし、人事院勧告の内容や他の都道府県の動向等を踏まえて勧告を行っています。

また、特別給についても、民間の特別給(ボーナス)の過去1年間(前年8月から当年7月まで)の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に職員の特別給(期末手当・勤勉手当)の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



③ 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)

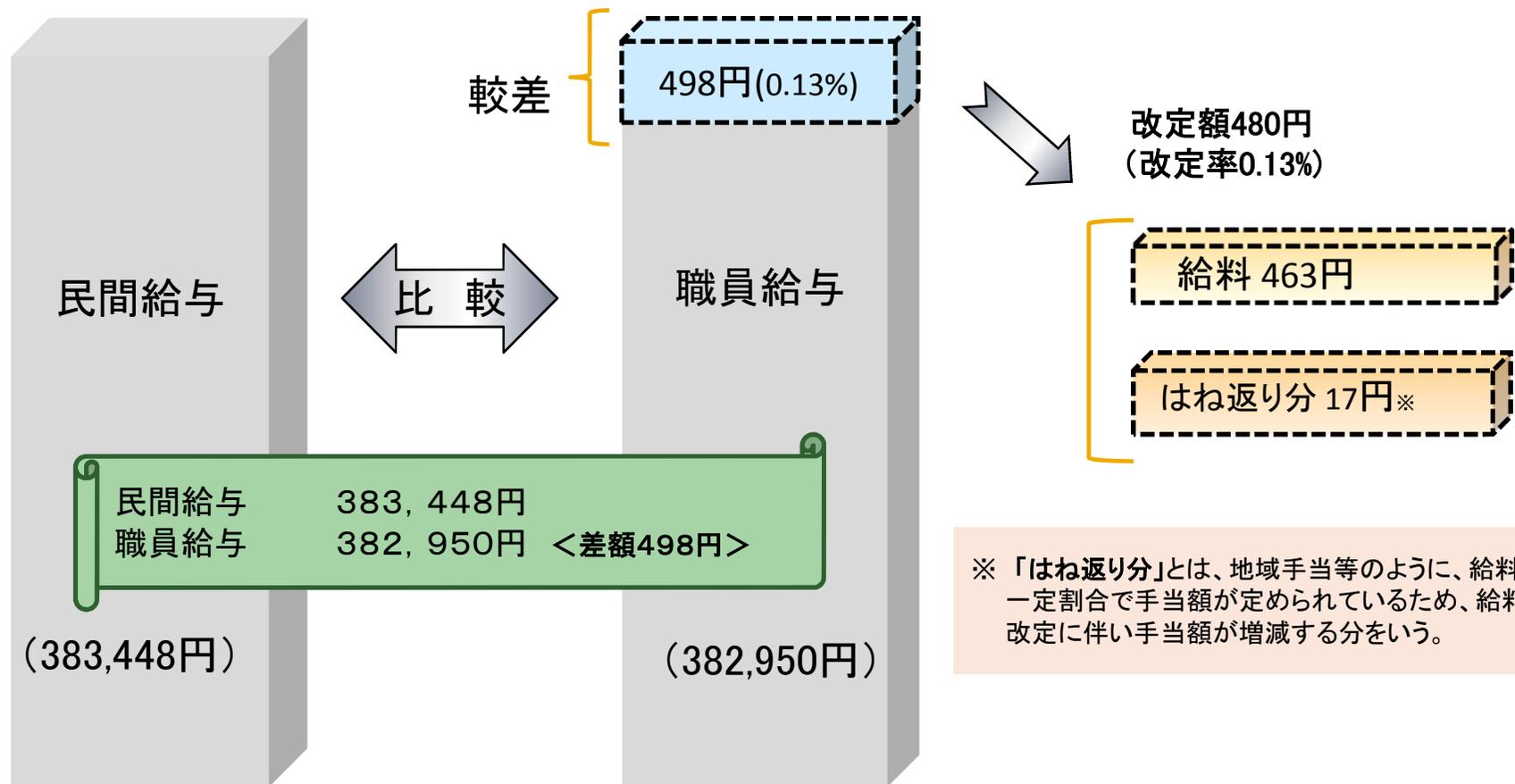
月例給与の民間給与との比較(ラスパイレス比較)においては、個々の職員(一般行政職)に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支払っている支給総額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。
 具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の職員の平均給与(注1)と、これと条件を同じくする民間の平均給与(注2)のそれぞれに職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



(注1)平成29年山梨県職員給与等実態調査の結果を基に算出
 (注2)平成29年職種別民間給与実態調査の結果を基に算出

④ 民間給与との較差に基づく給与改定

本年の民間給与との比較を行い、公民較差は498円(0.13%)であったため、次のとおり給与改定を行うこととしました。



⑤ 本年の給与改定

1 給料表

- 初任給は、民間との間に差があることを踏まえ、行政職給料表については1,000円、その他の給料表については行政職給料表を基本に引上げ
初任給：行政職（大学卒業程度試験）185,800円（現行184,800円）、（高校卒業程度試験）151,500円（現行150,500円）
- 若年層についても、初任給と同程度の引上げ
- その他は、それぞれ400円の引上げを基本に改定（平均改定率0.2%）

2 初任給調整手当

- 給料表の改定状況を勘案し、医師等の手当限度額を引上げ

3 特別給（期末手当・勤勉手当）

- 民間の支給割合との均衡を図るとともに、国家公務員の支給割合等を考慮し引上げ
年間支給月数 4. 30月⇒ 4. 40月（0. 1月分）

4 実施時期

- 給料表、初任給調整手当は平成29年4月1日
特別給（期末手当・勤勉手当）は同年12月1日

⑥ 最近の給与勧告の実施状況（一般行政職）

本県の平成14年から本年までの給与勧告については次のとおりです。

	月例給	特別給（ボーナス）		一般行政職の平均年間給与	
	勧告率	年間支給月数	対前年比増減	増減額	率
平成14年	▲ 1.99 %	4.65 月	▲ 0.05 月	▲ 15.4 万円	▲ 2.30 %
平成15年	▲ 1.06 %	4.40 月	▲ 0.25 月	▲ 17.2 万円	▲ 2.60 %
平成16年	勧告なし（注）	4.40 月	—	—	—
平成17年	▲ 0.35 %	4.45 月	0.05 月	▲ 0.3 万円	▲ 0.05 %
平成18年	▲ 0.05 %	4.45 月	—	▲ 0.06 万円	▲ 0.01 %
平成19年	0.94 %	4.50 月	0.05 月	6.8 万円	1.05 %
平成20年	勧告なし（注）	4.50 月	—	—	—
平成21年	▲ 0.14 %	4.15 月	▲ 0.35 月	▲ 15.3 万円	▲ 2.35 %
平成22年	▲ 0.37 %	3.95 月	▲ 0.20 月	▲ 10.3 万円	▲ 1.60 %
平成23年	▲ 0.20 %	3.95 月	—	▲ 1.3 万円	▲ 0.21 %
平成24年	勧告なし（注）	3.95 月	—	—	—
平成25年	勧告なし（注）	3.90 月	▲ 0.05 月	▲ 2.0 万円	▲ 0.32 %
平成26年	0.22 %	4.10 月	0.20 月	9.2 万円	1.49 %
平成27年	0.40 %	4.20 月	0.10 月	6.5 万円	1.04 %
平成28年	0.81 %	4.30 月	0.10 月	8.7 万円	1.39 %
平成29年	0.13 %	4.40 月	0.10 月	4.7 万円	0.74 %

（注） 公民較差に基づく給与改定の勧告なし